

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ>調達情報>全国の調達情報>見積依頼のお知らせ
>「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 年金給付部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他のによる提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れると、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。

○見積書提出期限 令和8年1月20日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年1月22日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関するご質問：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関するご質問：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) リーフレット「障害年金をご存じですか」(障害者手帳交付者用)

」の作成

(グリーン購入法への適合) 適合する 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「障害年金をご存じですか（障害者手帳交付者用）」
紙 質	マットコート紙 四六版 110kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、青、赤、黄）、裏4色（墨、青、赤、黄）
サ イ ズ	仕上げ寸法（2つ折り）：縦90mm×横60mm 見開き寸法：縦90mm×横120mm
製 本	折加工：二つ折り
梱 包	100枚ごとにクラフト紙で梱包し、一箱の重さがおよそ20kg程度になるよう、適宜の大きさの箱に梱包すること。 ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 箱は梱包物にヨレ等の毀損が発生しない程度の強度を持つものとする。
数 量	476,400部（4,764包）
納 期	令和8年3月3日（火）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（日本国内1力所）
その 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に電子媒体又は紙媒体で提供する。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した11ヶタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> ① 作成年月（西暦年下2ヶタ+月2ヶタ） ② 担当部署番号（4ヶタ） ③ 通番（3ヶタ） (番号は業者決定後、別途提供をする。) ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿（紙及び版下データ）を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。 ・ 校正用原稿（版下データ）は、テキストデータを識別できる PDF ファイル形式を、日本年金機構から受領した USB に格納して提出すること。（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可とする。） ・ 納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。なお、品質検査の結果について証跡を求める場合があるため、客観的になにを検査しているかわかる証跡を残すこと。 ・ 納品日の前日までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 50 部（1 包）を下記校正担当に納品すること。 ・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 1 月 14 日 15 時までに下記担当部署まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 1 月 16 日までに行う予定。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号 日本年金機構年金給付部給付業務グループ 電話番号：03-5344-1131（内線：3126） FAX 番号: 03-5344-1187 担当：松岡、柏原</p>

3. 問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターにご相談ください。

なお、障害年金の一般的なお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』もご利用いただけます。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165

*お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるもの
をご用意ください。

【受付時間】

月曜日 8:30~19:00

火~金曜日 8:30~17:15

第2土曜日 9:30~16:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に
19:00まで受け付けます。

*第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日~
1月3日はご利用いただけません。

障害年金をご存じですか？

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。

障害年金の受給要件や、請求手続き先等については、このリーフレットをご覧ください。

【注意事項】

「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・
厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基
準が異なるため、**手帳の交付を受けた場合**
でも、障害年金を受けられないことがあります。

また、他の年金との調整等がある場合もあ
ります。

1. 受給要件

障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 初診日に年金に加入していること

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入している必要があります。

* 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間に初診日があるときも含みます。

(2) 一定の障害の状態にあること

障害認定日（原則、初診日から1年6カ月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障害の状態にあることが必要です。

(3) 保険料納付要件を満たしていること

初診日の前日に一定期間の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。

2. 請求手続き

障害年金を受けるには、本人または代理の方による**年金の請求手続きが必要になります。**

【請求手続き先】

障害基礎年金（国民年金）

⇒お住まいの市（区）役所または町村役場、お近くの年金事務所

障害厚生年金

⇒お近くの年金事務所

年金事務所の所在地・連絡先は、日本年金機構のホームページで、ご確認ください。



日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>